

# 一般社団法人日本モルック協会

## 国際大会参加に関する規約

### 第1章 総則

#### 第1条 (目的)

本規約は、日本モルック協会（以下「本協会」という）が参加する国際大会に関する、本協会の「日本代表」の選手（チームを含む。）選考、日本代表になろうとする者および日本代表に選出された選手の参加手続、遵守事項等について定め、円滑な大会参加と日本のモルック競技の国際的発展に寄与することを目的とする。

#### 第2条 (適用範囲)

本規約は、以下の大会に出場する「日本代表」へ適用される。

- (1) モルック世界大会 (World Championship)
- (2) モルックアジア大会
- (3) 国際モルック連盟 (IMO) 公式・公認の国際大会
- (4) その他理事会が認めた国際大会

#### 第3条 (日本代表の定義)

1. 本規約において「日本代表」とは、本協会が本規約に基づき選考し、派遣する選手およびチームをいう。
2. 大会主催者がオープン参加枠を設けている場合において、個人またはチームが直接エントリーする場合は、前項の日本代表選手および日本代表チームには該当しない。

#### 第4条 (日本代表の称号等の使用禁止)

選出された選手（現役日本代表選手）以外の者は、「日本代表」またはそれと誤認されるおそれのある称号・表示を使用してはならない。ただし、過去に日本代表に選出された事実を客観的に記述する場合（例：「元日本代表」「20XX年日本代表」）は、この限りではない。

#### 第5条 (日本代表の愛称および知的財産の利用制限)

1. 本協会が所有または管理する日本代表の愛称（木魂ジャパン等）、ロゴ、エンブレム、およびこれらに類する標章（以下「本件知的財産」という）の一切の権利は、本協会に帰属する。
2. 本協会から正式に選出された日本代表選手および日本代表チーム以外の選手は、商業目的、自己の宣伝目的、または第三者の利益を目的として、本件知的財産を無断で使用してはならない。
3. 前条および前項の規定に基づき、代表以外の選手は、SNS（X、Instagram、

TikTok、YouTube等)のプロフィール欄、アカウント名、投稿本文、および画像・動画等において、自身が現役日本代表選手(またはそれに準ずる地位)であるかのような表現を用いてはならない。

4. 本条に違反した場合、本協会は当該選手に対し、投稿の削除または表現の修正を命じることができ、選手はこれに速やかに従わなければならない。また、悪質な違反、または是正勧告に従わない場合は、登録停止等の懲戒処分の対象となる。

## 第2章 選手選考

### 第6条 (選考基準)

1. 日本代表選手の選考は、以下の基準に基づき総合的判断にて行うものとする。
  - ・日本モルック選手権大会での成績
  - ・地域予選会での成績
  - ・国内公式大会での成績
  - ・国際大会での実績
  - ・チーム構成力(個人戦、ペア戦、トリプル戦、チーム戦)
2. 具体的な選考基準は、派遣先の大会形式(個人戦、チーム戦)に応じて理事会が定める。

### 第7条 (選考手続)

1. 理事会は、前条の選考基準に基づき選手またはチームの選考を行う。
2. 選考過程の透明性を確保するため、必要に応じて選考会を開催することができる。
3. 選考結果は、選手に書面またはメールにより通知する。
4. 日本代表選手候補者は、渡航先国への入国制限(査証の発給拒否等を含む)その他派遣の遂行に支障を及ぼすおそれのある事由が判明した場合には、直ちに本協会へ報告しなければならない。
5. 特別な事情により、理事会が必要と認めた場合は、追加選考を行うことができる。

### 第8条 (選考結果への不服申立て)

1. 選考結果に不服がある場合、選手は通知を受領した日から14日以内に内部不服申立を行うことができる。
2. 本協会は、不服申立規程に基づき審査を行い、最終決定を行う。
3. 最終決定に不服がある場合、選手は決定通知を受けた日から30日以内にスポーツ仲裁規程に基づき仲裁申立を行うことができる。

### 第9条 (選手の辞退および交代)

1. 代表選手に選出された選手・チームが大会への派遣を辞退する場合は、速やかに本協会に書面で届け出なければならない。
2. 怪我、病気、その他やむを得ない事由により選手が派遣先の大会へ参加できなく

なった場合、理事会は速やかに代替選手の選考を行うことができる。

3. 代替選手の選考は、第6条の選考基準に準じて行う。

4. 大会エントリー締切後の辞退については、本協会が負担した費用の一部または全部を選手に請求することができる。

## 第3章 参加手続

### 第10条（参加申込）

1. 国際大会への参加申込は、本協会が一括して行う。

2. 代表選手は、本協会が指定する期日までに以下の書類を提出しなければならない。

- ・参加承諾書
- ・その他大会主催者が求める書類

3. 指定期日までに書類提出がない場合、理事会は代表選手選考決定を取り消し、代替選手を選考することができる。

### 第11条（渡航手続）

1. パスポート、ビザ等の渡航に必要な手続は、原則として選手の責任において行う。

2. 本協会は、必要に応じて手続の支援を行う。

## 第4章 費用

### 第12条（費用負担）

1. 国際大会参加に関する費用の負担区分は、以下の通りとする。

- ・本協会側対応：大会参加費の一部、団体登録費、ユニフォーム等
- ・選手側対応：渡航費、宿泊費、保険料、練習用モルック等

2. 世界大会等の主要大会については、理事会の決議により本協会側が対応する費用の範囲を拡大することができる。

3. 本協会側対応費用の具体的内容は、大会ごとに理事会が定め、選手に通知する。

4. 代表選手の故意又は重大な過失によって支出を余儀なくされた費用については、代表選手に求償することがある。

### 第13条（助成金等）

1. 本協会は、代表派遣の予算の範囲内で選手の派遣費用の一部を助成することができる。

2. 助成金の額および給付条件は、別に定める。

## 第5章 用具・ユニフォーム

## 第 14 条 (用具規定)

1. 国際大会で使用するモルックは、国際モルック連盟 (IMO) 公認の製品を使用する。
2. 練習用スキットルは選手が準備し、大会用スキットルは主催者が用意するものを使用する。

## 第 15 条 (ユニフォーム)

1. 国際大会に参加する代表選手は、本協会が指定するユニフォームを着用しなければならない。
2. ユニフォームへのスポンサーロゴ等の表示は、本協会ならびに IMO の規定に従う。
3. 選手独自のスポンサーロゴを、上下ユニフォームかつ帽子等アクセサリーを含み着用することはできない。

## 第 6 章 サポートスタッフ

### 第 16 条 (サポートスタッフの選考および派遣)

1. 本協会は、必要に応じてコーチ、マネージャー、トレーナー等のサポートスタッフを選考し、派遣することができる。
2. サポートスタッフの選考基準および人数は、理事会が決定する。
3. サポートスタッフの費用負担については、理事会が別途定める。
4. サポートスタッフは、本規約第 7 章から第 9 章までの規定を準用する。

## 第 7 章 行動規範

### 第 17 条 (遵守事項)

代表選手は、国際大会参加中、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本協会、IMO および大会主催者の指示に従うこと
- (2) 日本代表選手としての自覚を持ち、品位ある行動をとること
- (3) フェアプレー精神を遵守すること
- (4) SNS 等での情報発信に十分注意すること
- (5) アルコール類の摂取について、各大会のルールを厳守すること
- (6) 未成年者は、法令および大会規則に従い、アルコール類・たばこ等を摂取しないこと

### 第 18 条 (メディア対応)

1. 代表選手が個人的にメディア取材を受ける場合は、事前に本協会に報告しなければならない。
2. 取材対応においては、本協会および日本のモルック界の名誉を損なう発言を慎む

こと。

3. 代表選手は、本協会が用意した取材や動画撮影には快く応じること。

### **第 19 条（違反時の措置）**

本規約に違反した場合、理事会の決議により、以下の措置を講じることができる。

- (1) 注意または警告
- (2) 大会参加資格の停止
- (3) 費用の返還請求
- (4) その他必要な措置

## **第 8 章 安全管理・危機管理**

### **第 20 条（保険加入）**

1. 代表選手は、海外旅行保険への加入を推奨する。
2. 保険の内容は、医療費、救援者費用、賠償責任等を含む包括的な内容とする。

### **第 22 条（健康管理）**

1. 代表選手は、渡航前の健康管理に留意し、必要に応じて健康診断を受診することを推奨する。
2. 渡航先で要求される予防接種等の感染症対策は、選手の責任において実施する。
3. 持病がある選手は、事前に医師と相談の上、必要な対応を行う。

### **第 22 条（緊急連絡体制）**

1. 本協会は、国際大会期間中の緊急連絡体制を整備し、選手に周知する。
2. 代表選手は、緊急時には速やかに本協会の指定する連絡先に連絡しなければならない。
3. 本協会は、緊急時には選手の安全確保を最優先に対応する。

### **第 23 条（事故・トラブル時の対応）**

1. 選手が事故、病気、その他のトラブルに遭遇した場合は、速やかに本協会に報告する。
2. 本協会は、状況に応じて必要な支援を行う。
3. 重大な事案については、理事会に報告し、対応を協議する。

## **第 9 章 その他の重要事項**

### **第 24 条（アンチ・ドーピング）**

1. 代表選手は、IMO および世界アンチ・ドーピング機構（WADA）の規定を遵守しなければならない。

2. 選手は、禁止薬物の使用を厳に慎み、治療上必要な薬剤を使用する場合は事前に医師および本協会に相談すること。

### **第 25 条（個人情報保護）**

1. 本協会は、代表選手の個人情報を適切に管理し、本人の同意なく第三者に提供しない。
2. 大会主催者への提供が必要な個人情報については、選手の同意を得た上で提供する。

### **第 26 条（肖像権および広報利用）**

1. 代表選手は、大会期間中に撮影された写真・映像について、本協会が広報目的で使用することに同意するものとする。
2. 商業目的での使用については、事前に選手の個別同意を得るものとする。
3. 選手は、自身が撮影した写真・映像を公開する際には、他の選手・関係者の肖像権に配慮すること。

### **第 27 条（未成年者の特別規定）**

1. 未成年者が代表選手に選出された場合、保護者の同意書を提出しなければならない。
2. 未成年者の渡航については、保護者の同行または本協会が認めた引率者の同行を原則とする。
3. 未成年者の健康管理および安全確保については、本協会が特に配慮する。

### **第 28 条（賞金・報奨金の取扱い）**

1. 国際大会において代表選手が獲得した賞金・報奨金は、原則として選手に帰属する。
2. 賞金・報奨金を獲得した場合、選手は速やかに本協会に報告する。
3. チーム戦における賞金・報奨金の分配方法については、チーム内で事前に協議し、決定するものとする。

### **第 29 条（合理的配慮）**

1. 障害のある選手については、本人の申し出に基づき、本協会は合理的配慮の提供に努める。
2. 配慮の内容については、選手、本協会、大会主催者の三者で協議の上、決定する。

## **第 10 章 報告義務**

### **第 30 条（大会後の報告）**

1. 代表選手は、大会終了後 30 日以内に、以下の事項を含む報告書を本協会に提出しなければならない。
  - ・大会成績
  - ・大会の感想および評価
  - ・今後の課題および改善提案
  - ・その他本協会が求める事項
2. 本協会は、提出された報告書を今後の選手育成および大会運営の改善に活用する。

## 附則

1. 本規約の改廃は、理事会の決議による。
2. 本規約に定めのない事項は、理事会で協議の上、決定する。
3. 本規約は、2026年4月1日から施行する。
4. 本規約施行前に選考された選手については、本規約の趣旨に沿った対応を行うものとする。